平成２８年（フ）第２９号
長野県茅野市金沢776番地
債務者　木山澤浩子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１８１号
京都市山科区四ノ宮鎌手町23番地３
債務者　松田　啓子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３６９号
京都市上京区黒門通元誓願寺下る毘沙門町764番地　ドーミー京都西陣、前住所京都市山科区御陵天徳町16番地の６　コスモ山科御陵203号
債務者　加藤　勝彦
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３７０号
京都市上京区黒門通元誓願寺下る毘沙門町764番地　ドーミー京都西陣、前住所京都市山科区御陵天徳町16番地の６　コスモ山科御陵203号
債務者　加藤　正子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４４８号
京都市西京区上桂前田町50番地１　桂グランドハイツ310
債務者　上原　洋子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４６１号
京都市南区東九条東岩本町31番地　東岩本市営住宅２棟210号
債務者　塚口　鉦一
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４６５号
京都市伏見区石田大山町５番地45
債務者　南　　雅道
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４７２号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　３棟503号
債務者　今野昌弘こと　李　　昌弘
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４７３号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　３棟503号
債務者　今野　悦子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４７４号
京都市伏見区向島藤ノ木町72番地の９　向島市営住宅９－１棟317号
債務者　酒井　孝治
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
高知県高岡郡四万十町久保川110番地１
債務者　小森　　亀
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第３８号
福岡県飯塚市相田272番地１　タウニーズ201
債務者　村上　睦子（旧姓宮崎・古川）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第３４号
福岡県宮若市上大隈319番地３
債務者　山本　末吉
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第４５号
岩手県花巻市西大通り１丁目12番12号
債務者　木村ハツエ
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第５７８号
埼玉県朝霞市東弁財３丁目17番16―301号、旧住所埼玉県和光市南１丁目34番１―105号
債務者　宍戸　淳子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９７号
富山県下新川郡朝日町沼保1204　橘英明方、従前の住所石川県金沢市辰巳町ロ138番地６
債務者　井筒美津恵
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
金沢地方裁判所民事部